

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【公開番号】特開2001-194884(P2001-194884A)

【公開日】平成13年7月19日(2001.7.19)

【出願番号】特願2000-10017(P2000-10017)

【国際特許分類】

G 03 G 15/08 (2006.01)

B 65 D 83/06 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/08 1 1 2

B 65 D 83/06 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月20日(2006.12.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】電子写真画像形成装置本体にトナーを供給するためのトナー補給容器において、

前記電子写真画像形成装置本体に供給するためのトナーを収納するトナー補給容器本体と、該トナー補給容器本体に収納されているトナーを排出するためトナー補給容器本体に設けられたトナー排出開口と、前記トナー補給容器本体に沿って移動し前記トナー排出開口を開封可能に封止するための容器シャッタと、前記トナー排出開口の周囲に固定されて該トナー排出開口の周囲と前記容器シャッタ間で圧縮されることによってシール性を維持するパッキン部材と、を有し、

前記パッキン部材の前記容器シャッタの開閉方向と交差する開口部縁端が少なくとも前記容器シャッタに接触しないように構成したことを特徴とするトナー補給容器。

【請求項2】前記トナー補給容器本体上の前記パッキン部材の固定面が円筒面であることを特徴とする請求項1記載のトナー補給容器。

【請求項3】前記トナー排出開口の前記容器シャッタの開閉方向と交差する縁端近傍の前記パッキン部材の固定面がトナー排出開口内へ向かって下るように傾斜していることを特徴とする請求項1記載のトナー補給容器。

【請求項4】前記容器シャッタの前記パッキン部材と向かい合う側の面に、表面に低摩擦抵抗材料を配置したシール部材を設けたことを特徴とする請求項1記載のトナー補給容器。

【請求項5】前記パッキン部材の材質は、シリコン、またはウレタン、または発泡ポリエチレンであることを特徴とする請求項1記載のトナー補給容器。

【請求項6】前記パッキン部材の材質は、硬度20°～70°、圧縮永久歪み10%以下、セルサイズ60～300μm、密度0.15～0.50g/cm³である低発泡ポリウレタンであることを特徴とする請求項1記載のトナー補給容器。

【請求項7】前記パッキン部材には、開口部内側からスリット状の切り込みが設けてあることを特徴とする請求項1記載のトナー補給容器。

【請求項8】前記パッキン部材の前記容器シャッタの開閉方向と交差する外縁端が少なくとも前記容器シャッタに接触しないように構成したことを特徴とする請求項1記載のトナー補給容器。

【手続補正2】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0007**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0007】****【課題を解決するための手段】**

上記目的を達成するため、請求項1記載の発明は、電子写真画像形成装置本体にトナーを供給するためのトナー補給容器において、

前記電子写真画像形成装置本体に供給するためのトナーを収納するトナー補給容器本体と、該トナー補給容器本体に収納されているトナーを排出するためトナー補給容器本体に設けられたトナー排出開口と、前記トナー補給容器本体に沿って移動し前記トナー排出開口を開封可能に封止するための容器シャッタと、前記トナー排出開口の周囲に固定されて該トナー排出開口の周囲と前記容器シャッタ間で圧縮されることによってシール性を維持するパッキン部材と、を有し、

前記パッキン部材の前記容器シャッタの開閉方向と交差する開口部縁端が少なくとも前記容器シャッタに接触しないように構成したことを特徴とする。

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0011**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0011】**

請求項5記載の発明は、請求項1記載の発明において、前記パッキン部材の材質は、シリコン、またはウレタン、または発泡ポリエチレンであることを特徴とする。